



全壊した家屋及び宅地内に堆積した土砂等の撤去について

○基本的な考え方

今回の災害で、家屋の倒壊や土砂等の流入により甚大な被害が発生しています。

市としては、早期に生活の再建を図るため、全壊した家屋及び土石流や河川の氾濫により*宅地内に流れ出た流木や岩石が混じった土砂の中で、人力等では撤去や運搬が困難なものに限り、条件が合うものについては民有地内の土砂等であっても市が撤去を行うこととします。

*宅地・・・被災前に現に居住していた家屋が建っていた土地

なお、ボランティアや地域の皆様によって土砂等を撤去される場合は、土のう袋に入れて交通の支障にならないよう、市道側まで運んで出しておいていただければ、市で回収します。

○既に業者に費用を払って撤去されている場合

市が撤去を始める前に、全壊した家屋や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきを既にご本人が業者に費用を払って撤去されている場合でも、上記の条件に合う経費については、市が費用を負担する場合があります。

お問い合わせ窓口及び具体的な条件や申し込み方法などの詳細については、準備ができ次第お知らせします。